

吹上一丁目町内会 役員選任要領

(役員の選任)

第1条 役員は、選出該当年度の組長または現役員からの推薦により選任する。ただし、全住民の過半数の要請がある場合は、全住民の選挙によりこれを定める。

(役員の条件)

第2条 定住者（戸建，分譲マンション）を対象とする。ただし、賃貸マンション等居住者においては、他者の推薦等があれば拒まない。

(選任方法)

第3条 役員は世帯数に応じた以下のグループに大別して配分する。
対象者は町内在住3年以上かつ満年齢78歳以下の居住者とする。
ただし、満年齢79歳以上でも役員の立候補は拒まない。

<参考>令和3年度住民構成に基づく配分例

グループ	組	役員数
町内西側	1, 2組	1
町内東側	3, 5, 6組	1
レールシティ鶴舞	10組	2
モアグレース鶴舞公園	13組	1

2 具体的な役員選任方法

(1)各グループが担当する役職（会長ほか）は配分を参考に事前に調整する。

<参考>上記配分例の場合

	R3 現在	R4	R6	R8	R10	R12
町内西側	会長	会計監査	会計	書記	副会長	会長
レールシティ鶴舞①	副会長	会長	会計監査	会計	書記	副会長
町内東側	副会長 (書記)	副会長	会長	会計監査	会計	書記
モアグレース鶴舞公園	会計	書記	副会長	会長	会計監査	会計
レールシティ鶴舞②	会計監査	会計	書記	副会長	会長	会計監査

(2)各グループは(1)で決定した当該役員候補を選任する。

例) 令和4年度の会長職はレールシティ鶴舞より選任等

(役員の承認)

第4条 当該役員候補を役員会が推薦し、役員総会で承認を受ける。

(就任不能の場合)

第5条 役員候補が就任する前に相当の理由が発生してその任に就くことができなくなった場合は、その理由を記した申立書を当該年度の町内会長へ提出しなければならない。

2 町内会長が申立書を受理した場合は、速やかに役員会を開催し、その理由が適正か判断して結果を役員候補へ通知する。

3 申し立ての理由を適正と判断した場合は、申立書の写しを該当グループの各組に回覧し、別の役員候補者を推薦する。

4 申し立ての理由を適正でないと判断した場合は、役員候補は就任を拒否できない。

(要領の改定)

第6条 本要領の改定は、役員総会の決議による。

(その他)

第7条 本要領により選出された役員候補者の任期は、令和4年4月1日より開始する。

(附則)

本要領は令和3年10月1日より施行する。